

令和2年度 事務事業評価シート（市民サービス系）

No. 120

1 事務事業の内容 (PLAN)		<input type="checkbox"/> 投資 <input checked="" type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 経常	
事務事業名称	固定資産評価審査請求棄却決定取消訴訟対策経費	担当部署	行政委員会事務局
総合計画上の位置付け	(該当なし)		
対象	固定資産評価審査委員会の決定に不服がある固定資産税の納税者(原告)がその取消を求めて提訴した訴訟		
手段(方法)	裁判において委員会の審査決定の妥当性を争う。		
手法(該当番号を記入)	3	<input type="checkbox"/> 1 直営 <input type="checkbox"/> 2 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 3 全部委託 <input type="checkbox"/> 4 補助金 <input type="checkbox"/> 5 負担金	
意図(ねらい)	法に定める不服審査制度に基づき、納税者の救済手段の充実・拡大を図る。 裁判において、委員会の審査決定の妥当性を争い、適正な固定資産評価審査を実現する。		
実施の必要性(該当番号を記入)	2	<input type="checkbox"/> 1 自治事務(任意的事業) <input checked="" type="checkbox"/> 2 自治事務(義務的事業) <input type="checkbox"/> 3 法定受託事務	
根拠法令・条例等	地方税法第434条及び同法第434条の2		
その他実施の根拠			
始期・終期	元 年度 ~ 3 年度		
到達目標(根拠数式・数値又は文章)	原告の請求を棄却する旨の判決を受けて、委員会の審査決定の妥当性が司法に認められること。		
単年度目標(達成状況)	30年度実績		達成状況 %
	元年度実績	30年度審査決定分訴訟(神戸地裁)一審判決確定、元年度審査決定分訴訟の提起(神戸地裁)、審理(口頭弁論の実施)	達成状況 80 %
	2年度計画	訴訟の終了	達成状況 - %
	2年度実績	、元年度審査決定分一審判決確定(神戸地裁)、同二審(大阪高裁)へ控訴、同二審判決確定(大阪高裁)、2年度審査決定分訴訟の提起(神戸地裁)、審理(口頭弁論の実施)	達成状況 80 %
	3年度計画	訴訟の終了	達成状況 - %

2 事務事業の実施状況 (DO)						
細事業又は実施内容	目標値(年度)	30年度実績	元年度実績	2年度計画	2年度実績	3年度計画
裁判傍聴等回数		3	2	4	3	3
直接事業費	単位:円	30年度決算	元年度決算	2年度予算	2年度決算	3年度予算
弁護士委託料		432,000	440,000	1,760,000	1,320,000	
弁護士委託料(繰越)			432,000	440,000	440,000	440,000
事務費(旅費、通信運搬費)		56,980	20,960	240,000	58,720	
事務費(旅費、通信運搬費)(繰越)				73,360		62,880
財源内訳	国県支出金					
	地方債					
	その他		432,000	513,360	440,000	502,880
	一般財源	488,980	460,960	2,000,000	1,378,720	
直接事業費 総額		488,980	892,960	2,513,360	1,818,720	502,880
人件費:人日数	一般職員:人日数	11	4	8	10	6
	技能職員:人日数					
	臨時職員:人日数					
人件費 総額		209,000	76,000	149,600	187,000	112,200
総事業費 計		697,980	968,960	2,662,960	2,005,720	615,080
主な増減理由	元年度決算と2年度決算の比較	令和元年度審査決定分訴訟の控訴及び令和2年度審査決定分の訴訟がそれぞれ提起されたため、委託料及び事務費が増となった。				
	2年度予算と3年度予算の比較	令和2年度中に訴訟が終了しなかったため、委託料及び旅費を令和3年度に繰越明許費として繰越した。				

3 事務事業に関する自己診断(CHECK)	
事務事業遂行上の課題	不服審査制度に基づく訴訟の被告となるものであり、受動的な対応となる。
市民のニーズ・満足度	不服審査制度の性格上、救済の機会を確保する必要がある。
連携事業	固定資産評価審査委員会の運営(赤穂市固定資産評価審査委員会条例)
関連事業	赤穂市長(税務課)による適正な価額の決定(地方税法第410条)
対象の妥当性	下の該当番号を記入 <input type="text" value="1"/> 理由等所見欄
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 受益者は妥当である <input type="checkbox"/> 2 受益者の範囲に検討余地あり
市の関与の妥当性	下の該当番号を記入 <input type="text" value="1"/> 理由等所見欄
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 市が直接実施するように法律、法令等で義務づけられている <input type="checkbox"/> 2 法律、法令等では義務づけられていない ⇒⇒ 下の該当番号を記入 <input type="checkbox"/> 1 公共性が高く、行政以外ではサービスの提供が困難な事業 <input type="checkbox"/> 2 市民、他の自治体等でも条件整備によってサービスの提供が可能であるが、市が実施している事業 <input type="checkbox"/> 3 公共性が高いが、行政以外の団体等でサービス提供している事業 <input type="checkbox"/> 4 個人、家庭、地域、他の公共団体等で実施すべき事業、あるいはサービス提供が可能な事業 <input type="checkbox"/> 5 現在、市が実施しているが関与の必要性が低い事業、あるいは民間等でサービス提供している事業
手段の妥当性	下の該当番号を記入 <input type="text" value="1"/> 理由等所見欄
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 法的に行政職員が行うべき事業、又は行政の専門知識・技術が必要な事業 <input type="checkbox"/> 2 他に有効な手段を考へうる事業 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 下の該当番号を記入 <input type="checkbox"/> 1 定型的、一般的、一時的な作業について、再任用、臨時職員等で対応しうる可能性がある <input type="checkbox"/> 2 個人、家庭、地域、他の公共団体等で対応しうる可能性がある <input type="checkbox"/> 3 民間委託等で対応しうる可能性がある
事業費の効率性	下の該当番号を記入 ※複数可 <input type="text" value="3"/> 理由等所見欄
	<input type="checkbox"/> 1 業務の見直し等により、経済性、効率性を考慮して総コストを削減できる余地がないほどのコスト水準になっている <input type="checkbox"/> 2 外部委託や経済的な手段の選択等、できる限りコスト削減の工夫をしている <input checked="" type="checkbox"/> 3 その他(市の弁護士委託料として訴訟経費を定めている。)
執行体制の効率性	下の該当番号を記入 ※複数可 <input type="text" value="3"/> 理由等所見欄
	<input type="checkbox"/> 1 事業に関する事業改善、作業効率の向上に努めている <input type="checkbox"/> 2 事業の進行管理について、確認やチェックを定期的に行っている <input checked="" type="checkbox"/> 3 現在の定数を減らした場合、大きな影響がある <input type="checkbox"/> 4 再任用、臨時職員で補完できる <input type="checkbox"/> 5 専門的な知識や技能を要する事業について、適切な研修を受ける時間が確保できている
有効性	目標達成度 <input type="text" value="80"/> % 理由等所見欄
	上位施策(総合計画の施策の展開)への貢献度: 下の該当番号を記入 <input type="text" value="4"/> <input type="checkbox"/> 1 当該事業の成果が上位施策へ明確に貢献している <input type="checkbox"/> 2 上位施策の目的達成のために他の事業では代替できない単独の目標を持っている <input type="checkbox"/> 3 現在は上位施策への貢献度は大きくないが、中長期では貢献度が増加する見込みである <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他(不服審査の性格上、上記1~3にはなじみ難いと思われる。)
4 事務事業の見直し提案 一次(担当者)評価(CHECK・ACTION)	
事務事業実施による成果と課題	固定資産税納税者に行政不服審査請求の機会を確保しつつ、委員会の決定及び市の評価の妥当性が司法に認められたのは大きな成果と言える。
次年度予算への見直し方針	訴訟経費であり、従来同様の対応とする。
関連部課等との協議状況	審査においては中立的機関であるが、市を被告とする訴訟については税務課との連携が必要となる。
関連部課	税務課
今後の方向性	右の該当を選択 <input type="text" value="2"/> 2継続(現状維持) ▼
	訴訟経費であり、従来同様の対応とする。
5 二次評価 課長の評価(CHECK・ACTION)	
上位施策(総合計画の施策の展開)への貢献度	下の該当番号を記入 <input type="text" value="2"/> <input type="checkbox"/> 1 当該事業の成果が上位施策へ明確に貢献している <input checked="" type="checkbox"/> 2 上位施策の目的達成のために他の事業では代替できない単独の目標を持っている <input type="checkbox"/> 3 現在は上位施策への貢献度は大きくないが、中長期では貢献度が増加する見込みである <input type="checkbox"/> 4 その他()
	右の該当を選択 <input type="text" value="2"/> 2継続(現状維持) ▼
今後の方向性	3年度の取り組み方針 公正な固定資産評価の審査と適正な訴訟対応に努める。
	4年度以降の展開方針 公正な固定資産評価の審査と適正な訴訟対応に努める。
部長の確認所見	固定資産評価における公正な手続きの確保と訴訟に対する適正対応を行うことができた。